

松本市・山形村・朝日村中学校組合議会
第 3 回 定 例 教 育 委 員 会

令和5年1月12日(木)午後 2時00分開会

議事日程

第1 開 会

第2 教育長挨拶

第3 議 事

議案第1号 松本市・山形村・朝日村中学校組合教育委員会傍聴人規則の制定
について

議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例の一括改正及び廃止について

議案第3号 学校給食費の改定方針について

議案第4号 松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例の全部改正
について

議案第5号 松本市・山形村・朝日村中学校組合議会個人情報保護条例の制定
について

報告第1号 令和5年度松本市・山形村・朝日村中学校組合議会2月定例会の
日程について

報告第2号 令和5年度松本市・山形村・朝日村中学校組合議会2月定例会提
出予定議案について

報告第3号 不登校の現状と対応について

報告第4号 各種大会及びコンクール等の結果について

第4 その他

第5 閉 会

出席者(6名)

教 育 長 伊佐治 裕 子

教 育 長 根 橋 範 男

職務代理者

教 育 委 員 百 瀬 司 郎

教 育 委 員 平 林 昌 廣

教 育 委 員 宮 澤 美 香

中 学 校 長 中 川 満 英

事務局職員出席者

事 務 局 長 逸 見 和 行

事 務 局 次 長 坂 口 俊 樹

事務局次長 白井美保
事務局次長 丸山丈晴
指導主事 牧野圭介
事務局次長補佐 小澤弥生
事務局次長補佐 牧垣孝一
事務局次長補佐 福島高志
山形村教育委員会 小林好子

事務局次長 塚田雅宏
事務局次長 三代澤昌秀
事務局次長補佐 降旗基
事務局次長補佐 小笠原晃子
事務局次長補佐 小岩井宏
事務局主事 藤澤駿輝
朝日村教育委員会 上條靖尚

開 会

教育長（伊佐治裕子） それでは、ほぼ定刻になりましたので始めたいと思います。

令和4年度の松本市・山形村・朝日村中学校組合第3回の定例教育委員会になります。よろしく願いいたします。

教育長挨拶

教育長（伊佐治裕子） 年末の押し迫った12月26日に総合教育会議を開催させていただきました。皆さんにはお集まりいただきましてありがとうございました。

このときに、鉢盛中学校で校長先生を中心に取り組んでいただいた不登校の子どもたちへの支援や配慮ということをテーマに意見交換をさせていただきました。そのときに話題になりました、今、実際に学校で支援に当たっていただいているお2人の先生に、様子を一度お聞きする必要があるのではないかということが話題に出たかと思います。今日は、この定例教育委員会が終わった後、意見交換会ということでその機会を持つことにしております。その開始時間はおよそ3時半頃からできればということで予定していますので、本日は2月定例会を迎えて議題も多くなっていますが、ご協力をお願いいたします。

会議録署名委員の指名

教育長（伊佐治裕子） それでは、本日の会議録の署名委員ですが、百瀬委員、平林委員にお願いしたいと思います。よろしく願いします。

議事進行

教育長（伊佐治裕子） 本日は、議案が5件と報告が4件、計9件となっています。
早速議事に入ります。

議案第1号 松本市・山形村・朝日村中学校組合教育委員会傍聴人規則の制定 について

教育長（伊佐治裕子） 初めに、議案第1号、松本市・山形村・朝日村中学校組合教育委員会傍聴人規則の制定についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

着席のままです。

事務局次長（臼井美保） 事務局次長の臼井美保です。よろしくお願いいたします。

資料1ページをお願いいたします。

中学校組合教育委員会傍聴人規則の制定につきまして、ご協議をお願いするものでございます。

1番の趣旨でございます。今まで規則がございませんでしたので、傍聴人規則を制定するものでございます。

2番の制定内容でございます。管理市である松本市の教育委員会傍聴人規則を準じて制定するものでございます。

3の制定する規則でございます。資料3ページにお進みいただきたいと思っております。3ページにお示しをしております。

もう1枚めくっていただきまして、資料4ページでございますが、こちらに管理市である松本市の教育委員会傍聴規則をお示ししております。こちらを準用しまして、資料3ページの規則を制定し、公布の日から施行するものでございます。

なお、資料4ページの松本市の規則第5条の行為の禁止等、第5条第5号の帽子、襟巻き等を着用することという条文がございますが、こちらは現在にそぐわないということをお慮いたしまして、中学校組合のほうには入れないこととしております。

説明は以上です。

教育長（伊佐治裕子） ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問のある方はお願いします。

それぞれの村のほうでは、どうですか、この帽子、襟巻きは。

教育長職務代理人（根橋範男） 取りました。

委員（百瀬司郎） うちも取りました。うちは、いろいろ新聞なんかにも出ていましたので、見直しをかけて削除をしました。

教育長（伊佐治裕子） ありがとうございます。それ以外のところはどうでしょうか。何か気になる点があれば、この際ご提案いただければありがたいのですが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

教育長(伊佐治裕子) 松本市のほうも、これに合わせて改正するというところでよろしいですか。

事務局次長(臼井美保) はい。

教育長(伊佐治裕子) それでは、ご異議なしと認めまして、議案第1号は原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例の一括改正及び廃止について

教育長(伊佐治裕子) それでは、続きまして、議案第2号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一括改正及び廃止について、説明をお願いします。

事務局次長(塚田雅宏) 事務局次長の塚田雅宏です。よろしくお願いたします。

議案第2号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一括改正及び廃止についてご協議いただくものでございます。

趣旨としましては、地方公務員法の一部を改正する法律によりまして、地方公務員の定年が引き上げられることに伴いまして、関係条例を一部改正及び廃止するものでございます。

一括改正する条例としましては、アでお示ししてございますが、松本市・山形村・朝日村中学校組合職員の定年等に関する条例、これは8ページ、9ページに新旧対照表を載せてございますが、内容としましては、管理監督職からの降任に係る規定を追加するものでございます。

続きまして、イでございますが、松本市・山形村・朝日村中学校組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例でございます。こちらは10ページに新旧対照表がございまして、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件について条例で定める規定の整備をするものでございます。

それから、ウでございますが、松本市・山形村・朝日村中学校組合一般職の職員の給与に関する条例でございます。こちらは11ページに新旧対照表がございまして、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件につきまして条例で定める規定の整備、もう一つは、会計年度任用職員を除く規定を追加したものでございます。

もう1点、エでございますが、松本市・山形村・朝日村中学校組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例でございます。こちらは12ページ、13ページに新旧対照表がございまして、定年前再任用短時間勤務職員に係る規定の整備でございます。

廃止する条例でございますが、こちらは14ページにございまして、松本市・山形村・朝日村中学校組合職員の再任用に関する条例でございます。こちらは、定年前再任用短時間勤務職員に関わる規定の追加に伴いまして、従来の再任用制度を廃止するものでございます。

以上、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、7ページに資料1として提示してございます。

施行日でございますが、令和5年の4月1日という予定でございます。

説明は以上です。

教育長（伊佐治裕子） 先ほど新旧対照表をご覧いただきましたが、この改正で、条文の根拠部分が変わるといふようなことに伴ってということですが、内容については先ほど次長に説明していただいたとおりの内容ということでございます。ご質問、ご意見のある方はお願いいたします。

（発言する者なし）

教育長（伊佐治裕子） それでは、ご異議なしということによろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

教育長（伊佐治裕子） それでは、議案第2号は、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第3号 学校給食費の改定方針について

教育長（伊佐治裕子） 続いては、15ページまでお進みいただきまして、議案第3号、学校給食費の改定方針について、三代澤次長、お願いいたします。

事務局次長（三代澤昌秀） 学校給食課長の三代澤昌秀です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第3号、15ページになりますが、学校給食費の改定方針について申し上げます。

1の趣旨にございますように、昨今の物価の急激な上昇によりまして給食食材は大きな影響を受けているところです。こうした状況の中で、令和5年度の鉢盛中学校の学校給食費について協議をお願いするものです。

2番の経過として、今年度は2月補正予算で地方創生臨時交付金を活用しまして、給食用の食材の高騰を公費で負担、補填を行うものでございます。

3番、現状と見込みということで3つそこにお示ししてありますけれども、まず（1）で、現在までの食材費の上昇に加えまして、社会情勢の大きな変化により、さらなる物価高騰が見込まれています。このような中、学校給食費をこのまま据え置くことは厳しい状況にあります。学校給食の食材は、安心・安全な食材を選定していることから一般的なものより単価が高額となっています。このような理由から、令和5年度においては、現在の学校給食費で給食の質等を維持することは困難な状況にあります。

4番ですが、学校給食費の改定についてです。消費税引上げと食材費高騰により、平成30年度に改定を行った以降実施をしておりません。食材費高騰によりまして、給食の質等の維持が困難な状況であることから、令和5年度から1食当たり6円の改定をすることとしたいということでございます。この6円に改定につきましては、後ほど詳しく説明させていただきます。

(3)でございますが、改定分につきましては、生徒分のみを公費負担として対応し、保護者の負担増とならないように配慮してまいります。これまでの給食費の改定については、その表にお示しのとおりでございます。

食材費の高騰一覧ということで、別紙の1をお願いします。こちらには、先ほど申し上げました単価、6円の改定の根拠をお示ししてあります。食材費高騰一覧表、教職員を除く生徒分のみということになります。商品名と左に書いてありますが、10品目でございます。米、油、それから真ん中のケチャップからみそまで、これは調味料の関係です。そして、下の3行は主食と牛乳ということになります。比較は左から4列目と5列目になります。令和3年4月の単価と令和4年10月の単価を比較して、その差額を出してございます。例えば、一番上の行の米油、一斗缶でございますが、5,940円が7,614円になっています。約28%値上がりしています。この金額に、生徒数を掛けまして金額をはじき出しているということで、右から2列目の一番下になりますが、全部で54万1,394円ということになります。

先ほど申し上げなかったですが一覧表にあがっている商品の前提条件は、欄外のところの(2)にお示ししてありまして、前年と比べて値上げ幅が5%以上かつ使用頻度が高いものを計上してございます。

(4)になりますけれども、主食、米とパン、それから牛乳、こちらは値上げ幅は小さいのですが、毎日提供されている食材でありまして、給食費の約30%を占めているため計上してございます。

それぞれ計算させていただいて、一番下に大きい字で書いてありますけれども、54万1,394円を生徒数で割り、年間給食日数200日で割りますと1食当たり6円ということになります。これが改定相当額になります。

お戻りいただきまして、16ページ、公費負担分でございます。先ほど申し上げましたように、生徒の改定分を負担するものですが、ここでは48万1,304円ということになっています。

もう一度すみません、別紙の18ページにその根拠をお示ししてあります。この先ほどの54万1,394円との違いですが、ここに喫食率があります。右から3列目になりますが、1食当たり6円の改定を行い、行事欠食などがありますので、その率の95.27%乗じてあります。そうしますと公費負担は、48万1,304円ということになります。

それでは、また16ページにお戻りいただきまして、7番になりますが、構成市村の1食当たりの給食費の状況ということでお示ししてございます。松本市では、給食費食材の高騰に伴い、給食費の10円の改定を検討しているところでございます。併せて、奈川の小・中学校の給食費についても、学校給食センターと同様に統一していくということで検討しております。それから、山形村は現在検討中、朝日村につきましては保護者負担がないということでございます。

最後、8番、今後の対応でございますが、2行目です。1月19日に鉢盛中学校PTA役員に改定について説明をいたします。2月3日のPTA総会で改定案を説明、2月6日の組合

2月定例会で改定について報告をいたします。そして、4月から給食費の改定となるということになります。

説明は以上です。

教育長（伊佐治裕子） ただいま説明がありました。先ほどの16ページの公費負担分の48万円余りというのは、来年度予算に組み込まれています。来年度は保護者負担分を当初予算に盛り込むことも含めてご協議いただければと思います。また、今年度の値上がり分は議会に2月補正でお願いすることを含めて、ご協議いただきたいというものです。ご質問、ご意見をお願いいたします。

教育長職務代理人（根橋範男） うちでは来年から300円で、10円値上げの予定です。

教育長（伊佐治裕子） ありがとうございます。山形村では、山形小学校は300円から10円の値上げということで。何か値上げ分の負担というようなことは決定されているのですか。

教育長職務代理人（根橋範男） その10円分については、公費負担です。

教育長（伊佐治裕子） 朝日村さんは。

委員（百瀬司郎） 朝日村のほうは無償化でやっていますので、公費で賄っていますので、これで何とかいけるかなという、もし難しいということであればまた考えるということ。

松本市のほかの学校も同じように高騰分が公費負担になっている形なんですよ。

事務局次長（三代澤昌秀） 改定分は公費負担しますが、児童・生徒分のみです。職員と学校給食課の職員は値上げです。

教育長（伊佐治裕子） 朝日村さんは、先生方はどうされていますか。

朝日村教育委員会（上條靖尚） 出してもらっています。

教育長（伊佐治裕子） 金額、それから、公費負担分を予定していくということによろしいでしょうか。

（発言する者なし）

教育長（伊佐治裕子） それでは、ほかに意見はないようでありますので集約します。

第3号については原案どおり可決することによろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

教育長（伊佐治裕子） ありがとうございます。

議案第4号 松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例の全部改正について

教育長（伊佐治裕子） 引き続き、議案第4号、松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例の全部改正について、説明をお願いします。

事務局事務局次長（塚田雅宏） よろしくをお願いします。

議案第4号、松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例の全部改正についてでございます。

趣旨でございますが、個人情報保護に関する法律が改正されまして、令和5年の4月1日から全面施行されることに伴い、松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例の全部を改正するものでございます。

経過でございますが、昨年、令和4年12月16日に開催されました松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護審査会におきまして、国が想定している現条例を廃止した後、法施行条例を制定するのか、または管理市である松本市に準じまして、組合独自の規定を含め、現条例を全部改正するのかの検討が行われました。その結果、現条例を全部改正しまして、2月定例会に議案として提出することとなりました。

概要でございます。改正の背景でございますが、改正前は行政機関個人情報保護法、それから独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法が各機関ごとに制定されておりました。これに対して改正後は、関係法令、条例が一本化されまして、内閣府外局の個人情報保護委員会が一元的に所管することとなります。

法改正の概要でございますが、アからオまでお示ししてございますけれども、個人情報の定義などを国、民間、地方で統一すること。それから、イでございますが、個人情報保護制度の運用に関わる判断は国の情報保護委員会が実施すること。それから、ウでございますが、行政機関などの匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化すること。それから、エでございますが、個人情報に関わる開示請求などに関わる手続規定を一本化すること。それから、オでございますが、改正法では議会は対象から除外をいたしまして、別途、議会からの個人情報保護条例の制定が必要となってきております。

主な改正内容でございますが、開示請求に関わる手数料の規定、手数料は徴収せず、改正法の規定によりまして無償とすること。それから、行政機関の匿名加工情報の利用に関わる手数料につきましては改正法施行令に定める額ということで、お示したとおりの金額ということでございます。

松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例につきましては、資料1、21ページからお示ししてございます。

それから、施行日につきましては、令和5年4月1日を予定してございます。

事前に、内閣府外局の個人情報保護委員会のほうに条例案についてはご相談をさせていただきました。その中でご指摘を受けたものについてご説明いたしますが、21ページの第3条でございます。そこで実施機関は個人情報を取得するときには可能な限り本人から取得するよう努めるものとする。それから、第2項にございます実施機関は次に掲げる場合を除き、要配慮個人情報を取得しないよう努めるものとするというところが、独自の規定を定めるところは許容されないというようなご返答がございました。

もう1点は、第5条に関するところでございます。22ページになりますが、審査会への諮問という部分で、できる規定ということで、審査会に諮問することができるということとしておりますが、個別の事案に関わる法の可否を判断することは許容されませんというような

ご返答をいただいております。

それから、第6条に関わりますけれども、審査会への報告ということでございますが、各号のいずれかに該当したときは、速やかにその内容を審査会に報告するものとするということで、そこについても審査会への報告や意見聴取を要件化することは許容されないというようなご意見をいただいております。

いずれにしても、条例として議決をいただいた後は審査会にこれを提出するわけですが、そこで何らかのご指示等があれば、また審議をしていただくというような状況にはなるかとは思いますが。

説明は以上でございます。

教育長（伊佐治裕子） ちょっと分かりにくい理由なのですが、19ページにありますとおり、今までは、どちらかという国よりも地方自治体が個人情報の保護や情報公開は先行してやってきたと思います。ですが、先ほど次長から説明がありましたが、今回、国はこの個人情報保護に関しては法律で一本化をして、内閣府外局の個人情報保護委員会というところが審査や判断をしていくことになります。事前の確認の中では、要するに地方自治体独自に特出しを定めることは容認できない、そういうことを言ってきているということなんですね。

鉢盛の審査会では管理市である松本市の方針に準じて全部改正を行うということに決まり、これは国の意向に反するような形かもしれないのですが、やっていこうということでまとめてあります。ですので、忌憚のないご意見を出していただきたいと思います。議会でも当然このことは、条例改正ですので、議員からのご質問ですとかご意見が出ると思います。いかがでしょうか。

委員（百瀬司郎） ちょっとよく分からない中で話をするので、ピン트가外れていたら申し訳ありません。松本市は独自の路線全部改正でやっていこうすると、山形村と朝日村のほうは松本市とは異なるという話になってきます。そうした場合に、もしこういう個人情報保護条例の問題が出てきた場合、不都合になるようなことはないのかどうか。そこら辺がちょっとよく分からないのですが、教えていただければと思いますが。

事務局次長補佐（牧垣孝一） まず、今回の条例改正は、適用は組合のことですので、実際は中学校の生徒の皆さん、あるいは先生も含めてですが、その個人情報に関わる部分ということになります。ですので、その場面場面が違うので、考えてみれば厳密には対応は違うわけですが、松本市のほうがちかちかというところとすごく詳しく個人情報を尊重してとありますが、そういう扱いになっており、中学校の生徒の皆さん、教職員の皆さんに対しては適応が非常に丁寧になっていますから、そういう意味では問題はないというふうに思います。

委員（百瀬司郎） ありがとうございます。松本市さんの条例、条文から考えると、例えば可能な限り本人から取得するものと努めている、それに対して国のほうは本人以外からの個人情報の取得を制限していないというような話になっていますので、より松本市さんのほうが個人情報を保護していくという形のほうが強く出しているのではないかとこのように思い

ます。

教育長（伊佐治裕子） それぞれの村ではこれは2月議会に出てきますか。

教育長職務代理人（根橋範男） 12月に。

教育長（伊佐治裕子） 12月ですか。

教育長職務代理人（根橋範男） 一部改正ではなくて、法律の施行条例で多分出ていたと思うんです。ですから、法律を実際に村で運用していくために、どんな条例で法律の内容を規定するかということだったものですから、条文はすごく少ないんですよ。

教育長（伊佐治裕子） そうだと思います。でも、その条例が議決されていて、改めて松本市はこういうことで個人情報的大事にしますからこういうふうにやります、管理市に従って鉢盛議会もこうやってやりますとなったときに、二村の議員の中であれでよかったのか、そういうことになると困るなということを事務局内では話をしております。

教育長職務代理人（根橋範男） 法律が一本化されて、村のほうの条例も、前の条例は廃止してしまうものですから、制定条例に合わせて附則で廃止をかけていたのですけれども、前の条例のほうは実は、本当は分かりやすかったのです。けれども、法律の規定において全国一律にするという話ということで提案がされて、法律に基づいてそれを運用するためのものですよというので議決されているのです。なので、今、教育長さんが言うとおり、これが組合の議会で出されたときに、議員さんの中にはそう感じる方もおられるかもしれない。

教育長（伊佐治裕子） それがこの鉢盛の議会のとときに、審議の中でそういった話が出ないとも限らないですから。

ご質問が出て、どういうことということになったときに、詳しくお答えすればするほどそういうことが出てくるというのがございます。一応そのことを踏まえて、個人情報保護審査会の判断でこの条例を出していったということになります。

鉢盛組合の個人情報保護審査会で議論をいただいたのですが、その審査会では何か苦言や意見がついているのでしたっけ。

事務局事務局次長（塚田雅宏） やはり朝日村さんと同じようなご質問はありました。その中で、先ほど次長補佐が答えましたけれども、組合の中での話ということでお答えしたら、それぞれ納得いただいたか、いただかないかというところはあまりご本人に質問するわけにもいかないのですが、それぞれ松本市に準じたこちらの条例でいいのではないかと支持をしていただいたということは事実です。

教育長職務代理人（根橋範男） 法律に抵触するとかは言っていないんですよ。

事務局事務局次長（塚田雅宏） そこまでは言っていないです。法律違反ではないです。

教育長（伊佐治裕子） 容認できないと言っている。でも、個人情報という本当に大事なことです。審査会の答申に基づいて案を出していくという、そういう説明をしていただければ正しいかなと。

それでは、この件についてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

教育長(伊佐治裕子) それでは、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第5号 松本市・山形村・朝日村中学校組合議会個人情報保護条例の制定
について

教育長(伊佐治裕子) それでは、議案第5号です。こちらは議会個人情報保護条例の制定についてです。説明をお願いします。

事務局事務局次長(塚田雅宏) 議案第5号、松本市・山形村・朝日村中学校組合議会個人情報保護条例の制定についてでございます。

趣旨は、先ほどと同様、個人情報保護に関する法律が改正されまして、令和5年4月1日から全面施行されることに伴いまして、松本市・山形村・朝日村中学校組合議会個人情報保護条例を制定するものでございます。

制定理由としましては、先ほども少しご説明をさせていただきましたが、個人情報保護制度の法体系が変更となりまして、地方公共団体における個人情報保護制度が改正法が規定する法的な部分に統一され、適用されます。地方公共団体の議会はこの全国的な共通ルールの適用対象から除外されてございます。先ほどご説明させていただきました松本市・山形村・朝日村中学校組合におきましても、議会を適用対象としているものではなく、対象外とする予定でございます。以上のことによりまして、松本市・山形村・朝日村中学校組合が保有する個人情報に関しまして、これを規定、規律すべき例規がなくなることから、今回議会独自の個人情報保護条例を制定するものでございます。なお、こちらは管理市であります松本市に準じた形での内容となっております。

条例の概要でございますが、全国市議会議長会の条例及び全部改正後の松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例規定内容に合わせたものでございます。

条例条文については29ページからのとおりでございます。先ほど内容についても一部ご説明をさせていただきましたが、こういった部分も同じように条項として載せさせていただいてございます。第7条になります。32ページになります。可能な限り本人から取得するよう努めるものということと、要配慮個人情報を取得しないよう努めること、2項と3項に規定をさせていただいてございます。

施行日につきましては、令和5年4月1日を予定してございます。

説明は以上でございます。

教育長(伊佐治裕子) ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見はありますか。

(発言する者なし)

教育長(伊佐治裕子) 確認なんですけれども、そうしますと、全国市議会議長会が作った例のところには、今、次長が説明してくださった第7条の第2項、第3項とかは載っていない、それも、もともとのさっきの全部改正するものの規制に合わせているということですか。

事務局次長（塚田 雅宏） はい。

教育長（伊佐治裕子） そうすると、朝日村、山形村の場合は、今の説明があったところはない形で認定されているということであると思います。これも先ほどと同様ですが、何かご質問がありましたら。よろしいですか。

（発言する者なし）

教育長（伊佐治裕子） それでは、ご異議なしということで、議案第5号については原案どおり可決すべきものと決しました。

報告第1号 令和5年度松本市・山形村・朝日村中学校組合議会2月定例会の
日程について

教育長（伊佐治裕子） それでは、続きまして、報告にいきます。

47ページです。令和5年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会2月定例会の日程について、事務局の説明をお願いします。

事務局次長（臼井美保） よろしくお願いいたします。

1番の趣旨でございます。令和5年2月6日開催予定の中学校組合議会2月定例会の日程について報告するものでございます。

2番の日程でございます。資料49ページにお進みいただきまして、こちらに定例会当日の全体日程をお示ししてございます。

まず、午後3時30分から、松本市役所東庁舎3階の議員協議会室において本会議前の議員協議会を開催し、公平委員会委員の選任について協議を行います。引き続き本会議を開会し、終了後、本会議前に引き続きまして本会議後の議員協議会を開催いたします。

次に、50ページの定例会の議事日程をお願いいたします。議案はご覧の6件の予定でございます。予定議案につきましては後ほど説明をいたします。

資料、1ページお戻りをいただきまして、49ページをお願いいたします。

本会議終了後、休憩を取りまして、議員協議会を開催し、報告事項4件をご審議をいただきます。以上、会期1日で開催するものでございます。

なお、本会議の一般質問、議員協議会後の調整における諸課題など、その他の質問の通告締切りにつきましては1月23日としてございます。

日程につきましてもの説明は以上です。

教育長（伊佐治裕子） ただいまの説明に対しましてご質問、ご意見はありますでしょうか。よろしいですか。

（発言する者なし）

教育長（伊佐治裕子） では、次のところで具体的な内容についてご説明します。

報告第2号 令和5年度松本市・山形村・朝日村中学校組合議会2月定例会提

出予定議案について

教育長（伊佐治裕子）では、報告第2号は、引き続きこの2月定例会提出予定議案について説明をお願いします。

事務局次長（臼井美保）お願いいたします。

資料の51ページをお願いいたします。

1番の趣旨でございます。令和5年2月6日開催予定の中学校組合議会2月定例会への提出予定議案について報告、説明するものでございます。

2月提出予定議案についてご説明いたします。

事務局次長（塚田雅宏）予定提出議案でございますが、第1号から第3号につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。

議案第4号でございますが、議案の39ページをお開きいただきたいと思います。議案第4号「令和4年度松本市・山形村・朝日村中学校組合一般会計補正予算（第1号）」についてご説明をいたします。

これからご説明する金額につきましては、1,000円未満を切り捨てまして、万円単位といたします。今回の補正は、第1条のとおり、歳入歳出それぞれ188万円を増額いたしまして、予算総額を1億9,209万円といたしまして、第2条に新たに債務負担行為を追加するものでございます。

予算の概要でございますが、議案のご説明の前に、補正予算の内容につきまして67ページをお願いいたします。

「令和4年度松本市・山形村・朝日村中学校組合一般会計補正予算（第1号）及び令和5年度松本市・山形村・朝日村中学校組合一般会計当初予算概要」によりまして、主な内容についてご説明をさせていただきます。

68ページをお開きください。

1の規模でございますが、先ほど申し上げたとおりでございます。

2の朝日村に一括交付されます交付税を除いた構成市村の分担金額は、維持経営費、学校建築費とも表の3列目、令和4年度補正予算後分担金欄にお示しのとおりでございます。維持経営費分担金は補正額欄571万円の減、学校建築費分担金は302万円の減となるものでございます。

続きまして、3、主な内容についてご説明いたします。

歳入の項目欄に沿って補正額欄、内容欄を中心にご説明いたします。内容欄の数字は、矢印の前の数字が補正前の額、矢印の後の数字が補正後の額、また、かっこの中の数字については補正額となっております。項目欄の数字は予算書の款の数字となっておりますので、補正の前の款については欠番となっておりますのでご承知おきをいただきたいと思います。

1の（1）維持経営費分担金は、補正額601万円の減となっております。内容欄にお示しのとおり、地方交付税は補正係数や単位費用が当初の見込みから減となったことによりまして

29万円の減となっております。一方、市村分担金は571万円の減となっているものです。

(2) 学校建築費分担金は、補正額302万円の減となっております。内容欄にお示しのとおり、市村分担金が302万円の減額、地方交付税は当初の見込みどおりとなっているものでございます。

3、国庫支出金は55万円の増でございますが、特別支援教育就学奨励費補助金の追加及び学校保健特別対策事業費補助金などにより増額するものでございます。

4、県支出金は11万円の減ですが、部活動指導員の配置に関わる教育支援体制整備事業費補助金が減となったものでございます。

6、繰越金は、前年繰越金が確定したことによりまして1,047万円の増となっております。歳入は188万円の増額となります。

続いて、69ページをお願いいたします。歳出について申し上げます。

3、教育費は88万円の増となっております。

(1) 教育総務費は95万円の減となります。主な内容は、内容欄の白丸、事務局費の1つ目の黒ポツ、人件費は人事異動に伴う職員給与等の減によるものでございます。

続けて、(2) 中学校費は183万円の増です。内容欄の1つ目の白丸、学校管理費は485万円の増で、主な内容として、1つ目の黒ポツ、人件費20万円の増は制度改正に伴う勤勉手当の増などによるものでございます。

次に、2つ目の黒ポツ、一般管理費292万円の増ですが、需用費では燃料費に100万円の増額、光熱水費の電気料を170万円増額しております。これは燃料費、電気料の価格高騰に伴い増額するものでございます。また、委託料は、新たにアカウント管理業務委託料を5万円増額しております。

次に、3つ目の黒ポツ、要保護・準要保護生徒就学援助費91万円の増は、支給人数が4名増の50名になったことなどによるものでございます。

続いて、4つ目の黒ポツ、特別支援教育就学奨励事業費29万円の増は、支給人数が1名増の20名になったことによるものでございます。

次に、5つ目の黒ポツ、コミュニティスクール事業費5万円の増は、中学校にてコミュニティスクール事業として使うみそ作りに係る費用を追加したものでございます。

その下の黒ポツ、負担金65万円の増は、先ほどの学校給食でも説明しました地方創生臨時交付金を活用した学校給食賄材料補助事業の実施によるものでございます。

その下の黒ポツ、補助金17万円の減は、鑑賞音楽会中止による補助金を減額するものでございます。

その下の白丸、学校施設費302万円の減につきましては、校舎屋根塗装事業の契約差金などによるものでございます。

5の予備費については、100万円を増額してございます。

歳出は、歳入と同額の188万円の増額となります。

その枠下、債務負担行為補正としまして、新たにアカウント管理委託業務の債務負担行為を追加するものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、42、43ページをお願いいたします。

歳入の補正内容ですが、1款分担金及び負担金は、表の3列目、補正額の欄の隣、903万円を減額するものでございます。

内訳は、その下の別表、維持経営費分担金の計の行をご覧ください。右側のページの調整前欄の朝日村に一括交付されます交付税5,418万円に対しまして、交付税の決定額は、その右側の調整後の交付税欄にありますように5,388万円で、差額は右端、調整見込額の交付税欄にありますように29万円の減となります。また、交付税を除いた維持経営費が、調整前の分担金欄の計9,348万円から調整後の分担金の計8,777万円になることから、左ページの調整後の令和4年5月1日の生徒数で再度案分いたしまして調整するものでございます。増減額は、表の一番右、調整見込額計の欄の各市村の行にお示しのとおりでございます。

次に、別表2、学校建築費分担金は、右ページの調整前の欄の朝日村に一括交付されます交付税200万円に対しまして、交付税の決定額はその右側の調整後の交付税欄にありますように200万円で、右の調整見込額の交付税欄にありますように同額となっております。

また、交付税を除いた学校建築費が調整前の分担金の計3,702万円から調整後の分担金欄の計3,400万円に減額となることから、左ページ調整後の令和4年5月1日の戸数で再度案分し、調整するものでございます。増減額は、表の一番右の調整見込額計の欄の各市村の行にお示しのとおりでございます。

次に、3款国庫支出金は、先ほど概要でもご説明いたしましたが、特別支援教育就学奨励費補助金の追加及び学校保健特別対策事業費補助金などによりまして55万円増額するものです。

続きまして、4款県支出金は、先ほどご説明いたしましたが、部活動指導員の配置に関わる教育支援体制整備事業費補助金の減によりまして11万円を減額するものでございます。

また、6款繰越金につきましても、先ほどご説明をいたしましたが、前年度からの繰越金額の確定によりまして1,047万円増額するものでございます。

44、45ページをお願いいたします。

こちらは歳出でございますが、左上3款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額の列95万円の減は、右ページの説明欄の1つ目の白丸、人件費の人事異動に伴う減額でございます。

2項中学校費、1目学校管理費は、補正額の欄485万円を増額するもので、主な内容は右ページの説明欄をご覧ください。1つ目の白丸、人件費は職員手当の実績に伴う追加など20万円の増額でございます。それ以外の増減は、概要で申し上げたとおり、制度改正に伴う勤勉手当の増などによるものでございます。

続きまして、3目学校施設費は、補正額の欄302万円を減額するもので、説明欄の白丸、

校舎屋根塗装事業の契約差金による減額でございます。

5 款予備費は、100万円を増額するものです。

46ページをお願いいたします。

1、一般職（会計年度任用職員以外の職員）は、正規職員の職員数及び給与費の補正内容をお示したものです。人数に変更はございませんが、給料70万円の減、職員手当10万円の減、共済費10万円の減となっております。

47ページをお願いいたします。

2の会計年度任用職員は、会計年度任用職員の職員数及び給与費の補正内容をお示したものでございます。人数に変更はございませんが、共済費10万円の増となっております。ページ下側の附表につきましては、新たにアカウント管理委託業務の債務負担行為補正を追加するものでございます。

説明は以上です。

教育長（伊佐治裕子） ただいま概要とそれに関する説明がありましたが、ご意見、ご質問があったらお願いいたします。いかがでしょうか。

教育長職務代理者（根橋範男） 要保護・準要保護生徒就学援助費と特別支援就学奨励事業費ですが、これは年度途中で増えているのですか、それとも当初からでしょうか。

教育長（伊佐治裕子） その状況はどうなっていますでしょうか。要保護・準要保護の生徒数の状況は、年度途中で増えているのでしょうか。

事務局主事（藤澤駿輝） 要保護につきましては、当初46人を想定しておりましたが、年度途中で50人に変更になりまして、それから、特別支援教育就学奨励事業費につきましては、当初は19人の想定から20人の増加となっております。

教育長職務代理者（根橋範男） 年度途中で認定されたという方はいらっしゃるのですか。

事務局次長補佐（牧垣孝一） 予算上の話にはなりますが、これから説明する5年度予算については、今年度の1学年、2学年の生徒と、あとは新入生の1年生についてはどうしても見込み的なものによる計上となりますので、実際に申請を受け付けた結果、見込みより増えたということがありました。それから、年度途中で家庭状況が変わって、要保護の申請を受け付けているというご家庭もあるというふうには聞いています。

教育長（伊佐治裕子） ほかによろしいですか。

（発言する者なし）

教育長（伊佐治裕子） ほかにないようですので、これについては承認としたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

教育長（伊佐治裕子） 承認としたいと思います。

それでは、引き続き当初予算についてお願いします。

事務局次長（塚田 雅宏） 報告の2号ですが、議案第5号、松本市・山形村・朝日村中学

校組合一般会計令和5年度についてご説明をさせていただきます。

議案書の49ページをお開きいただきたいと思います。

議案第5号「令和5年度松本市・山形村・朝日村中学校組合一般会計予算」についてご説明いたします。

令和5年度の当初予算でございますが、第1条のとおり、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,525万円とするもので、前年度対比496万円の減となっております。

そこで、先ほどと同じですが、67ページからの「令和4年度松本市・山形村・朝日村中学校組合一般会計補正予算(第1号)及び令和5年度松本市・山形村・朝日村中学校組合一般会計当初予算の概要」をご覧ください。

70ページをお願いいたします。

記載の予算額につきましては、先ほどと同様万円単位でご説明をさせていただきますのでご了承くださいと思います。

1番、予算の規模につきましては、ただいま申し上げたとおりでございます。参考に、過去5年の年度別の予算額と主な事業をお示ししてございます。

2の構成市村の分担金額は、学校運営に関わる維持経費分担金が、2列目のとおり1億4,162,100、前年度と比較いたしまして、4列目の増減欄のとおり605万円の減となっております。これは主に備品購入費や工事請負費の減によるものでございます。また、施設整備などに関わる学校建築費分担金が2列目のとおり4,048万円で、前年度と比較して増減欄のとおり145万円の増となっております。これは主に受水槽改修工事の増によるものでございます。

3の主な内容ですが、まず、歳入についてご説明申し上げます。

説明は、歳入の項目名、2列目の本年度の額、4列目の比較、5列目の内容欄を中心にご説明いたします。また、内容欄の数字については、先ほどとは異なりまして、矢印の前に表示をするのは令和4年度の当初予算額、矢印の後の数字は令和5年度の当初予算額、確固内の数字は増減額となっております。

まず、(1)維持経費分担金と(2)学校建築費分担金は、ただいま申し上げました構成市村の分担金の金額のとおりでございます。

次に、3の国庫支出金は40万円で、前年度に比べまして20万円の減となっております。特別支援教育就学奨励費補助金として、対象生徒を15名と見込んでございます。

続きまして、4の県支出金は18万円で、前年度に比べて18万円の減となっております。部活動指導員の配置に対する国・県の補助金を見込むものでございまして、現在、鉢盛中学校で勤務していらっしゃる部活動指導員は2名いますが、そのうち1名は来年度で採用から6年目となりまして県支出金の対象からは外れます。その分を組合の一般財源から負担するものでございます。

続きまして、5の財産収入は33万円で、教職員住宅貸付料でございます。

以上、歳入の合計は1億8,525万円となっております。

71ページをお願いいたします。

歳出でございますが、歳入同様、各項目、本年度、比較欄、内容欄に沿って主なものについて説明させていただきます。

議会費は、本年度予算で39万円で、前年度と同額であります。

総務費は、本年度予算額で13万円で、前年度と同額でございます。

教育費は、本年度予算1億7,479万円で、表の比較欄のとおり、前年度に比べ428万円の減となっております。

(1)教育総務費は2,291万円で、前年度と比べ67万円の減となっております。主なものは、内容欄の白丸、事務局費の1つ目の黒ポツ、人件費が88万円の減で、職員の人事異動に伴う給料、職員手当の減によるものでございます。また、2つ目の黒ポツ、一般管理費21万円の増は、費用弁償の増や公用車車検費用の増によるものでございます。

続きまして、(2)中学校費は1億5,188万円で、361万円の減となります。主な内容は、白丸の学校管理費の2つ目の黒ポツ、一般管理費の2行目、需用費で光熱水費956万円のほか、消耗品費383万円、燃料費397万円など、計2,142万円を計上いたしました。

続きまして、3つ目の黒ポツ、授業用校用備品充実整備費には329万円を計上しています。一番下の黒ポツ、負担金には362万円を計上してございます。主な内容としましては、新たに生徒のみを対象とした給食費の改定に伴う保護者負担分の補填分について計上してございます。

続けて、一番下の白丸、学校施設費は3,154万円で、前年度に比べ213万円の増となっております。主な内容ですが、本年度実施した教室棟屋根塗装など改修工事が皆減となりまして、来年度実施する予定の受水槽改修工事を計画したものでございます。鉢盛中学校の受水槽は、設置から約30年経過しており、今後も安心して利用できるよう令和5年度中に完了する計画で実施しているものでございます。

続けて、4の公債費ですが、894万円で68万円の減となります。

最後に予備費は、前年度と同額の100万円を計上し、歳出の総額は1億8,525万円となっております。

それでは、議案書にお戻りいただきまして、12ページ、13ページをお開きください。

ここからは、事項別明細によりご説明しますが、ただいま説明しました概要の中身と重複するところがございますがよろしく申し上げます。

歳入の主なものをご説明します。52ページ左上、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目組合分担金は、本年度欄1億8,210万円で、前年度比460万円の減となっております。このうち右側のページ、維持経営費分担金は1億4,162万円となっております。

右のページ説明欄の表中、朝日村に一括算入される交付税については5,449万円を見込み、右側の分担金欄のとおり、交付税を除いた8,712万円を令和5年5月1日見込み生徒数で案分をいたしまして、各市村にご負担をお願いするものです。

また、その下、学校建築費分担金は4,048万円で、右ページの説明欄の表中、朝日村に一括参入される交付税分は218万円を見込みまして、その右の分担金欄のとおり、交付税を除いた学校施設費及び公債費の一般財源相当額の3,830万円を令和4年12月1日現在の戸数で案分をいたしまして、各市村からご負担いただくものです。

53ページ中ほど、3款国庫支出金は、特別支援教育就学奨励費補助金40万円を見込んでおります。

4款県支出金は18万円を見込んでございます。部活動指導員の配置に関わる国・県の補助金でございます。部活動指導員の報酬に充当するもので、補助率は国・県合わせて3分の2となっております。

5款財産収入ですが、教職員住宅の貸付収入を33万円見込んでおります。

次に、54、55ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

歳出の基礎となります学級数は、35人を定員とした場合の普通学級が13学級、また、特別支援学級が5学級で、どちらも前年比と同数の18学級、生徒数の見込みは、前年度から7人増の421人で算定を行っています。

上から1款議会費、2款総務費は、議会、行政委員の運営経費です。

左下、3款教育費は1億7,479万円で、前年度比428万円の減となっております。1項教育総務費、2目事務局費は2,291万円で前年度比67万円の減となっております。

主な内容は、55ページの説明欄をご覧ください。白丸、人件費ですが、職員の人事異動に伴う給料、職員手当の減によりまして、前年度比88万円の減となっております。

次に、57ページの説明欄をご覧ください。

最初の白丸、一般管理費ですが、上から1つ目の黒ポツ、事務費は、費用弁償の増や公用車検費用の増によりまして、前年度比28万円の増となっております。

続きまして、2項中学校費は1億5,188万円で、前年度比361万円の減となっております。

1目学校管理費は1億2,008万円で、前年度比574万円の減となっております。

主な内容として、説明欄1つ目の白丸、人件費3,157万円は、実績による報酬の減や人事院勧告による給料表の増や勤勉手当の増によりまして、前年度比66万円の増となっております。

2つ目の白丸、一般管理費6,721万円は、前年度から245万円の増となっております。主な要因は、燃料費や光熱水費の増となっております。

続きまして、58、59ページをお願いします。

説明欄3つ目の白丸、特別支援教育就学奨励事業費86万円は、前年度比43万円の減で、対象生徒は、前年度の19名から4名減の15名を見込んでおります。

5つ目の白丸、コミュニティスクール事業費は27万円を計上いたしました。これは運営委員会のご意見を踏まえまして、課内の運営の整備に関わる経費を計上しています。

7つ目の白丸、中学校営繕費は298万円を計上いたしました。

8つ目の白丸、生徒保健管理費は289万円を計上いたしました。

10番目の白丸、負担金は362万円を計上いたしております。これは生徒のみを対象とした給食の改定に伴う保護者負担分の補填について計上してございます。

60、61ページをお願いいたします。

学校施設費は3,154万円で、前年度比213万円の増となっております。鉢盛中学校の受水槽は、先ほども申し上げましたが約30年を経過しておりまして、令和5年度中に完了する予定で実施するものでございます。

4款公債費は894万円で、前年度比68万円の減となっております。

62ページをお願いいたします。

このページから65ページまでは、附表1、給与費明細書でございます。62ページの特別職につきましては、表の一番下の比較欄のとおりでございますが、前年度と同数、同額となっております。その下の一般職（会計年度任用職員以外の職員）、（1）総括表の職員数、本年度の欄、事務局職員1名、栄養士1名の計2名となっております。

65ページをお願いいたします。

会計年度任用職員、（1）総括表の職員数、本年度の欄のパートタイム会計年度任用職員21名となっております。会計年度任用職員の職員手当は、その下の表のとおり414万円を計上してございます。

66ページをお願いいたします。

附表として、債務負担行為に関する調書でございます。表の1番目は、空調設備整備事業としまして限度額1億3,543万円、令和4年度までの支出額2,357万円、令和5年度以降の支出予定額1億1,186万円としています。

次に、空調設備整備事業（第2期分）でございますが、限度額7,920万円でございます。令和4年度までの支出額1,179万円、令和5年度以降の支出予定額6,741万円としています。

最後に、ICT支援員配置業務委託料としまして、限度額1,188万円、令和4年度までの支出額740万円、令和5年度以降の支出予定額448万円としています。

最後に、附表3、地方債に関する調書をご覧ください。表の右端、令和5年度末の本組合の借入金残額は3,925万円となる見込みです。

当初予算の説明は以上のとおりでございます。

教育長（伊佐治裕子） 議案としては、もう1個あるということで、第6号も説明していただいて、それで

事務局次長（臼井美保） 議案第6号、公平委員会委員の選任についてお願いいたします。

資料は、引き続きまして議案の資料75ページをお願いいたします。

松本市選出の中学校組合公平委員長の田中春男氏の令和4年12月26日をもつての辞職に伴いまして、現在松本市で後任の委員の推薦を依頼しておりますが、推薦をいただきました後

任の委員の選任について議会の同意を得るものでございます。

中学校組合の公平委員の選出に係る申合せによりますと、3点ございますが、各市村からそれぞれ1名を選出すること、2番目、委員長は松本市から選出、3番目、松本市の公平委員長は鉢盛組合の委員長とするものとなっております。繰り返しとなりますが、現在、松本市へ松本市公平委員会委員に選任されている方から推薦をいただきますように依頼をしております。

田中氏の任期が令和2年2月4日から令和6年2月3日でございますので、後任者においては、議会の承認日から前任者の残任期間であります令和6年2月3日までとなります。

説明は以上でございます。

教育長（伊佐治裕子） ということで、こちらにまた名前が入るということですね。

事務局次長（塚田雅宏） すみません、一点追加で説明させていただきます。昨年の総合教育会議のときに、校長先生のほうからリクエストがあったことに関しては、予算書には表立って書いてはございませんが、57ページをお開きいただきまして、一般管理費の中の報償費121万円の中の一部が増額分を入れ込んでございます。

教育長（伊佐治裕子） それはグループワークトレーニングの謝礼とあわせてということですか。

事務局主事（藤澤駿輝） ご説明させていただきます。相談室の講師謝礼としまして、今年度は週3回で勤務していただいたのですが、来年度は週5回に増やしまして、その費用を88万円という形で計上しております。また、グループワークトレーニングの講師謝礼につきましては、昨年度は10万円で5回のグループワークトレーニングを実施いたしましたが、来年度は6万円で3回の実施を予定しております。回数自体は減りますが、グループワークトレーニングの回数自体は増やしていく予定となっております。

教育長（伊佐治裕子） 6万円で回数を増やして。

中学校長（中川満英） 犬飼先生に来ていただく回数は3回に減らすけれども、グループワーク自体の取組の数を増やしている、そのため、費用に係る分は減らすということです。

教育長（伊佐治裕子） ということは、令和4年度は犬飼先生に10万円で5回に来てもらったけれども、来年度は回数を3回に減らし、費用は6万円に減りますということでしょうか。5回で10万円だったものを、3回に減らすことで6万円になりますということですね。

事務局次長（塚田雅宏） そうなります。

教育長（伊佐治裕子） それが、この121万円には報償費として全部含まれているということでしょうか。

事務局次長（塚田雅宏） はい。

教育長（伊佐治裕子） すみません、ここでご質問を受けなければいけなかったのですが、当初予算を含めいかがでしょうか。

教育長職務代理者（根橋範男） 1点だけすみません。会計年度任用職員1名増は、どこのところに充てる1名増ですか。

事務局主事（藤澤駿輝） 昨年度まで鉢盛中学校では、会計年度任用職員で日本語教育支援員が採用されておりましたが、今年度は採用が特にございませんでしたので、まずそこが1名減となっております。それから、部活動指導員につきまして、現在鉢盛中学校では2名の会計年度任用職員を採用しておりますが、来年度は学校からの要望もございまして、そこを4名という形にしておりますので、1名減、それから、2名増という形での1名増という形になっております。

教育長（伊佐治裕子） 補助がない分は、単独で持ち出しでやるということになっております。

ほかにはございますでしょうか。よろしいですか。

（発言する者なし）

教育長（伊佐治裕子） それでは、これについては承認としたいと思います。

ここですみません、今さらなのですが、本会議後の議員協議会で報告事項が学校給食費の改定方針について、本会議が終わった後で報告ということではよかったかなと思いました。というのは、説明いただいた給食費の改定方針についてというのは、こういう現状なので、これだけ改定をしたいと思います。でも、その生徒負担分については当初予算に計上していきたいと思いたいということで、ここまではその順番でよかったと思うんですが、当日の議会のことを考えると、当初予算の議案があがり、終わった後に学校給食費の会計についてはこういう方針なんですということを報告すると、何となく違和感があるのようになります。通常だったら本会議前の議員協議会で報告、そして、本会議で公費負担分が盛り込まれているという順番じゃないとどうだろうかと思いますが、いかがでしょうか。協議とすると、事前協議になっちゃうのかな。

事務局長（逸見和行） 予算に関わってくるのでそうなるかと思えます。

教育長（伊佐治裕子） もしかすると前回値上げをしたときは、公費負担という予算はなかったと思うんですよ。だからこれでもよかったかもしれないですね。全員協議会後のものでよかったかもしれないですけども、ましてや本会議で上がっているわけでしょう。ここは事務局で調整をしてもらってということではよろしいでしょうか。

（発言する者なし）

教育長（伊佐治裕子） それでは、報告2号について承認とさせていただきます。

報告第3号 不登校の現状と対応について

教育長（伊佐治裕子） それでは、ちょっと時間も押してまいりましたけれども、続いて、報告の第5号。

事務局次長補佐（降旗基） 失礼しました。資料のほうは報告第5号ではなくて、第3号の

間違いです、すみません。

教育長（伊佐治裕子） 報告第3号、不登校の現状と対応についてということをお願いいたします。

中学校長（中川満英） 鉢盛中学の中川ですけれども、よろしくをお願いいたします。

着座にて失礼します。

それでは、53ページをよろしくをお願いいたします。

1番は、そこにあるとおりです。

2番ですけれども、不登校生の推移ですが、今年度は11月30日までの数が19名、在籍比4.57%となっております。

地区ごとの人数は、今井が2名、山形12名、朝日が5名です。これらの生徒に対しては、これまで同様、学級担任及び学年職員等、校内の適応指導担当職員が相談や家庭訪問を重ね、丁寧に支援を行っています。個の状況に応じて、スクールカウンセリングや松本市教育委員会の元気UP相談、県松本保健所の思春期相談も利用しながら、支援の方向を保護者と共有し対応しているケースもあります。必要に応じてWISC検査を実施し、生徒のよさを伸ばせる支援や学びの場の見直しにも取り組んでおります。

また、年4回の中信教育事務所いじめ不登校相談員及び松本市教育委員会の不登校支援アドバイザーの訪問に合わせ、各市村の教育委員会及び福祉担当者や3小学校の教頭による不登校支援関係者会議を開催し、情報の共有や支援の在り方について協議しております。

現状とその対応であります。各学年の不登校生の数はそこにあるとおりであります。前回よりも1年生で3名、2年生で2名増加しました。学校生活も後半を迎え、登校日数が多くなる中で、2学期になって欠席が30日を超えた生徒が多く見られます。また、2学期になって休みがちになっている生徒も見られます。いずれの生徒についても、学級担任による家庭訪問や放課後登校で生徒と直接顔を合わせ、今後の方向について対話の中で生徒が自己決定していくことを大切にしております。そのため、月初めに適応指導委員会を行い、組織として生徒の実態や方向性について確認、協議し、支援の方向を決めています。委員会でのこうした情報や決定事項は、職員会議等でも全教職員で共有し、教職員が共通理解に立って対応できるように努めております。

2番としまして、相談室利用の状況であります。前回と同じように、学習スペース、個別スペース、協働スペースでありますけれども、そこにあるような利用生徒数、また、延べ利用人数が11月までの間で推移しております。

（2）番の相談室における対応であります。11月末で21名の生徒が相談室を何らかの形で利用しております。学習スペースでは教室復帰を目指す生徒がタブレットを用いて教室で行われている授業を視聴しながら学習したり、自立支援教員の個別指導によって自習したりして落ち着いた雰囲気の中で学習に取り組んでおります。教科担任が、授業終了後にワークシートや制作した作品を評価しに訪れるなどの取り組みもしております。

個別スペース、協働スペースとも自立支援教員と生徒相談員が中心になって対応しております。相談室に訪れた生徒の気持ちに寄り添い、話をしたり、何らかの制作に取り組んだりすることで、一人一人の実態に合わせて気持ちの安定や意欲の涵養に努めております。

なお、19名、今、11月現在不登校生がおりますけれども、そのうちの9名がこの相談室のほうを利用しております。

3番としまして、中間教室通室の状況であります。本校は、波田にありますあかり教室のほうであります。これまでは3年生1名に加え、2学期で新たに3年生1名が通室しております。また、別の1名が試験的に利用し、正式な通室を検討しております。

第3号については以上であります。

教育長（伊佐治裕子） ただいまのご説明に対して質疑、ご意見がありましたらお願いします。

（発言する者なし）

教育長（伊佐治裕子） 2学期になって、教室で授業を受けられない子が19人ということによろしいですか。

中学校長（中川満英） あくまでも教室へ行けるときもあれば、休んでいるときもあるので、この子どもたちが一切教室に行けていないということではイコールではないということなので、その中でも例えば9名はそこに来ていて、さらにそのうち7名は調子がいいときは行っているということで、ケース・バイ・ケースということになります。

教育長（伊佐治裕子） 今の流れだと相談室のことにそれだけ力を入れている中で、改善している点というのが、分からないのかなと思ったのですが、そこはどうなのでしょう。去年もこのくらいの登校生徒がいたが、19名の不登校生徒のうち、9名というのは改善されているといったその辺がもう少し見えたほうがいいねということになりますが、それはどうでしょうか。ほかの委員さんもこれに関しては何かありましたらお願いします。

委員（百瀬司郎） 教育長のおっしゃるとおりだと思います。19名の不登校生徒のうち9名が相談室を利用していること、これはとてもいいことだなと思います。去年は学校に来られなかった子どもが、相談室に来るということで自分の居場所を見いだしている。こうした子どもが、2人でも3人でも多くなれば、これはもう本当にいい制度だなと思います。それで残りの10名はというところも若干気になりますが、この辺のところへの対応というのはとても難しいことだと思うんです。残り10名の子どもたちがお家のようなところで、どのような生活をして、また、そこに対してどんなアプローチがよかったということも、今度は必要になってきたり、課題になってくるかなというふうに思った次第であります。

中学校長（中川満英） 例えば19名で9名は相談室としましたけれども、この10名は、残りは学校に来ていないかといひますとそうではなくて、その10名の中でも夜に担任とは会っている。しかし、これだけ相談室の雰囲気をよくしているつもりなんですけれども、そこにはまだ行けないという幾つもの段階のステップがあるということ。

委員（百瀬司郎） 個別にね。

中学校長（中川満英） 担任との関係はできているので、夜に来て担任とは会える。けれども、まだ昼間は苦しいという方もいるので。

教育長（伊佐治裕子） 全くひきこもりになってしまっているお子さんというのは何人くらいなんですか。全く接触もできない。

中学校長（中川満英） 今は1名です。

教育長（伊佐治裕子） では、ほかのお子さんは何らかの形で接触ができているということですか。

中学校長（中川満英） この1名の子は全く会えないです。

教育長（伊佐治裕子） 今日の最初の表を見ると、令和2年のときにはコロナもあって、在籍率というのが4.37%とすごく高いじゃないですか。令和3年は一旦改善したけれども、令和4年が11月30日までで結構高いこの数値になっていて、今までで見ると過去最高ということになっているものです。そうすると、最初にこれが前提にあると、力を入れているが、やはり子どもたちの状況が厳しくなっているのか。それともさっきお話しがあったように、19名でカウントされているうち、9名が相談室に来られるようになり、相談室には来られているというのは前回よりもちょっと改善されている。それから、その残りの10名のお子さんは何らかの形で支援によって関わりができているとか、何かそういったところの補足をしていただいた上で説明することが必要なというふうに思いました。というのは、これを本会議の後の議員協議会でやると、相談室の取り組みをやっているはずだけでも改善していないということかなとかという質問になってくる可能性もあるので、そこはきちんと説明できるようにしたほうがいいかなというふうに思いました。

いかがでしょうか。平林委員、何かございますか。

教育委員（平林昌廣） ただ、この間もちょっと総合教育会議のときにお聞きしたのですが、長期欠席者の割合は県のデータよりも高いですよ。不登校と定義される子どもたちの数は、案外、県のデータよりも少ないですよ。そういうことは長期欠席者のところを考えることも必要なというふうに私は思っているのだけれども、それはどうなんですか。

中学校長（中川満英） そのとおりだと思います。不登校というくりではもう捉えられない子どもたちが、もうどんどん増えているという。

教育委員（平林昌廣） アバウトな部分があるね。データとして割合が高いような気がするもので、そこへの対応というのを本当にどうやって考えていったらいいのかなというのも大きな課題かなと思っている。そんなところで気持ちを聞いたり、いろいろするチャンスが多いと、またこの後お見えになるようなので、そこら辺をお聞きできればいいかなと思っています。

中学校長（中川満英） お願いします。

教育長（伊佐治裕子） では、報告第3号については承認とさせていただきます。

報告第4号 各種大会及びコンクール等の結果について

教育長（伊佐治裕子） 続いて、報告第4号。

中学校長（中川満英） お願いします。各種大会及びコンクール等の結果についてであります。

2番からお願いします。

9月23日に陸上の新人の大会がありました。そこにある3名が入賞というところになっています。

3番にあります新人体育大会の中信大会ですけれども、そこにあるとおりであります、オの男子ソフトテニス、カの女子ソフトテニスが中信地区で1位、優勝ということで、今、協会主催の各大会のほうに出場しております。その他はそこにあるとおりでありますので、またご覧ください。

4番の駅伝のほうであります、11月3日に、今年は長野市の陸上競技場で実施されました。男女とも入賞ということで、5の北信越大会のほうへ出場しております。北信越大会はそこにあるような結果になりました。

6、7、8、9、10、11は、児童絵画、また、美術、作文等のコンテストで表彰された生徒であります。どの生徒も、とても授業の中等で頑張ってきております。

最後に、また議会のときまでには先日1月5、6日にスケートの県大会が行われ、2年生の2名、1名が500mと1,000mで県で1位、もう一人の女子生徒が1,500mで2位で、3,000mで3位で、2月上旬のエムウェーブで行われます全国大会のほうへ出場を決めています。

以上であります。

教育長（伊佐治裕子） ただいまの内容についてご質問、ご意見は、よろしいですかね。

（発言する者なし）

教育長（伊佐治裕子） それでは、承認いたします。

閉 会

教育長（伊佐治裕子） それでは、以上で、令和4年度松本市・山形村・朝日村中学校組合第3回定例教育委員会を終了いたします。

地方自治法第123条第2項の規定より、ここに署名する。

令和5年1月12日

教育長 伊 佐 治 裕 子

署名議員 百 瀬 司 郎

署名議員 平 林 昌 廣